

令和元年9月9日

PTA会員様

千葉県立市川南高等学校
PTA会長 菅野 あずさ
校長 石橋 修

臨時PTA総会の開催について（御案内）

初秋の候、皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本校PTA活動に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和元年9月2日付「PTA空調に係る会費について」でお知らせしておりますが、普通教室の冷房設備に係る費用を県が負担することになったことから、保護者負担額の改定を提案いたします。

また、生徒が授業で使用する特別教室には保護者負担で冷房を設置していますが、保育基礎コース開始に伴い実習室が整備されることになりました。令和2年度から特別教室が1室増えることとなりますので、冷房設備の増設も併せて提案いたします。

つきましては、下記により臨時PTA総会を開催することといたしましたので、御多忙のところ大変恐縮ですが、御出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時 令和元年10月19日（土） 13時30分から
受付は13時10分から
- 2 会場 本校 図書室（普通教室棟2階）
- 3 議題 別添「令和元年度 臨時PTA総会議案書」のとおり
- 4 出欠回答について

令和元年9月30日（月）までに、下の出欠回答をお子様を通じてクラス担任に御提出ください。

なお、臨時総会を欠席される場合は、委任状の提出をお願いいたします。

総会の議決については、本校PTA会則第14条により「総会の議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。」となっておりますが、今回は冷房設備増設の議案があるためPTA会員の皆様の意向を慎重に確認したく、欠席者に委任状の提出をお願いするものです。

..... キ リ ト リ

令和元年 月 日

千葉県立市川南高等学校PTA会長様

_____年 _____組 _____番 _____生徒氏名
_____会員氏名

出欠回答

10月19日（土）の臨時PTA総会に（出席・欠席）します。

委任状（臨時総会を欠席される場合）

私は臨時PTA総会に出席できませんので、議長を代理人と定め、一切の権限を委任いたします。

_____会員氏名 _____印

令和元年度 臨時PTA総会議案書

日 時 令和元年10月19日(土) 13時30分から

場 所 本校図書室(普通教室棟2階)

次 第

- 1 開会のことば
- 2 PTA会長あいさつ
- 3 校長あいさつ
- 4 議長選出
- 5 議事
 - (1) 議案第1号
「PTA冷房設備運営費の取扱いについて」の改正について
 - (2) 議案第2号
特別教室への冷房増設について
- 6 閉会のことば
- 7 諸連絡

議案第1号

「PTA冷房設備運営費の取扱いについて」の改正について

1 改正理由

平成31年4月から、普通教室の冷房に係る費用を県が負担することとなったため、保護者負担額を改定します。

県が負担する費用・・・(毎年度負担) リース料、メンテナンス料、光熱費等
(発生時に負担) 設置費及び撤去費、修繕費等

上記のほか、適用年月日を追記し、元号変更等に伴う必要な改正及び誤記の訂正を行います。

2 改正案

保護者負担額を月額500円(年額6,000円)に改定する。

適用日は平成31年4月1日とする。

別紙1 PTA冷房設備運営費の取扱いについて(改正案)

別紙2 PTA冷房設備運営費の取扱いについて 新旧対照表

別紙3 保護者負担額改定試算表

3 保護者負担額の返金額及び返金方法について

改定前月額1,000円 - 改定後月額500円 × 12月 = 6,000円

1学年及び2学年は令和2年度の保護者負担額と調整する。

3学年は卒業時に行う教材費の残額と併せて返金する。

(別紙1)

P T A 冷房設備運営費の取扱いについて (改正案)

千葉県立市川南高等学校 P T A

- 1 千葉県立市川南高等学校 P T A (以下、「P T A」という。)が設置する冷房設備については、冷房設備委員会が管理することとし、東電リース株式会社と13年間のリース契約を締結する。

- 2 冷房設備運営費 (以下、「運営費」という。)は、生徒一人につき月額 500円 (年額 6,000円) として P T A 会費とともに徴収し、保護者空調会計で管理する。
運営費の月額は令和元年度末の生徒数を930人と想定し、設置経費・運転経費・撤去費・予備費の合計額とする。

- 3 運営費の会計年度は、平成27年度から令和10年度までの毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
余剰金が発生した場合は、翌年度の会計に繰り越すことができる。
運転経費に不足が生じた場合は、予備費から補填することとする。

- 4 契約期間中に不測の事態が発生した場合は、契約会社と P T A との間で誠実に協議し、事態の回復を図ることとする。
また、やむを得ず運営費の額を変更する場合は、P T A 総会の議決を経ることとする。

適用日

この運営費取扱いは平成27年4月1日から適用する。

適用日

この運営費取扱いは令和元年〇月〇日に決定し、平成31年4月1日から適用する。

(別紙2)

P T A冷房設備運営費の取扱いについて 新旧対照表

新	旧
1 千葉県立市川南高等学校 P T A (以下、「P T A」という。)が設置する冷房設備については、冷房設備委員会が管理することとし、 <u>東電リース株式会社</u> と13年間のリース契約を締結する。	1 千葉県立市川南高等学校 P T A (以下、「P T A」という。)が設置する冷房設備については、冷房設備委員会が管理することとし、 <u>トータルエアサービス株式会社</u> と13年間のリース契約を締結する。
2 冷房設備運営費(以下、「運営費」という。)は、生徒一人につき月額 <u>500円(年額6,000円)</u> としてP T A会費とともに徴収し、保護者空調会計で管理する。 運営費の月額は <u>令和元年度末</u> の生徒数を930人と想定し、設置経費・運転経費・撤去費・予備費の合計額とする。	2 冷房設備運営費(以下、「運営費」という。)は、生徒一人につき月額 <u>1,000円(年額12,000円)</u> としてP T A会費とともに徴収し、保護者空調会計で管理する。 運営費の月額は <u>平成26年度末</u> の生徒数を930人と想定し、設置経費・運転経費・撤去費・予備費の合計額とする。
3 運営費の会計年度は、平成27年度から令和10年度までの毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 余剰金が発生した場合は、翌年度の会計に繰り越すことができる。 運転経費に不足が生じた場合は、予備費から補填することとする。	3 運営費の会計年度は、平成27年度から平成40年度までの毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 余剰金が発生した場合は、翌年度の会計に繰り越すことができる。 運転経費に不足が生じた場合は、予備費から補填することとする。
4 契約期間中に不測の事態が発生した場合は、契約会社とP T Aとの間で誠実に協議し、事態の回復を図ることとする。 また、やむを得ず運営費の額を変更する場合は、P T A総会の議決を経ることとする。	4 契約期間中に不測の事態が発生した場合は、契約会社とP T Aとの間で誠実に協議し、事態の回復を図ることとする。 また、やむを得ず運営費の額を変更する場合は、P T A総会の議決を経ることとする。
<u>適用日</u> この運営費取扱いは平成27年4月1日から適用する。	(新設)
<u>適用日</u> この運営費取扱いは令和元年〇月〇日に決定し、平成31年4月1日から適用する。	(新設)

(別紙3)

保護者負担額改定 試算表

1 保護者空調の設置教室数及び面積

普通教室 25室 (面積1,709.72㎡) 特別教室 14室 (面積1,688.70㎡)

合計 39室 (面積3,398.42㎡)

※令和元年度の普通教室は24室だが、選択科目の少人数授業対応として特別教室1室が普通教室扱いとして認められている。

2 県からの負担額

リース料、メンテナンス料等 (概算) 3,722,174円

電気料 (試算) 550,000円

合計 4,272,174円

(1) 4月1日現在在籍生徒数での一人当たり月額

$4,272,174円 \div 942人 \div 12月 = 約377.9円$

(2) 令和元年度末想定在籍生徒数での一人当たり月額

※令和元年度末在籍生徒数を930人と想定

$4,272,174円 \div 930人 \div 12月 = 約382.8円$

3 普通教室に係る撤去費及び修繕費等 (県からの負担額:一人当たり月額 概算)

月額1,000円のうち、撤去費15円、予備費60円として積算

<普通教室分を算出>

$(15円+60円) \times 1,709.72㎡ \div 3,398.42㎡ = 37.7円$

4 積立金等からの充当額 (一人当たり月額)

普通教室分に係る撤去費及び修繕費等は県が負担するため、これまでの積立金等のうち普通教室分として積立てた額を今後の特別教室分の経費に充てる。

平成30年度決算額における予備費及び積立金 (撤去時等経費)

13,526,931円

<普通教室分を算出>

$13,526,931円 \times 1,709.72㎡ \div 3,398.42㎡ = 6,805,299円$ (端数切捨て)

<令和元年度から9年間の個人月額を算出>

$6,805,299円 \div 9年間 \div 930人 \div 12月 = 67.7円$

5 保護者負担額の算出

月額1,000円 - (382円 + 37円 + 67円) = 514円

平成30年度決算における特別教室分の予備費及び積立額が6,721,632円あるため予備費部分を切り下げる。

月額 500円

議案第2号

特別教室への冷房増設について

1 提案理由

令和元年度から本校には保育基礎コースが設置されました。現1学年が2学年になった時に選択するコースとなりますが、今年度から先行して現2学年が一部受講しています。講義室を他の選択科目の授業と共用で使用していますが、学校では来年度からの本格実施に向け、沐浴人形や紙芝居、電子キーボード等の保育を学ぶために必要な備品整備を進める過程で、現在の講義室では狭いため保育基礎コース専用の実習室が必要だと判断し、教室ではなかった部屋を保育基礎実習室として整備することになりました。

現在、こども達（生徒）が授業で使用する特別教室14室には保護者負担で冷房を設置しています。保育基礎実習室の整備に伴い、他の特別教室と同様に、保育基礎実習室を使用するこども達（生徒）が暑さの負担のない環境で学習に取り組むことができるよう、冷房設備を増設することを提案します。

2 提案

(1) 令和2年6月の稼働を目指し、保護者の負担により、保育基礎実習室に冷房設備を増設する。

ただし、次のことを条件として設定する。

ア 1室への増設のため、増設機器についても現在の契約業者と契約を結ぶ。

イ 8年間のリース契約とする。

ウ 保護者負担額は、平成31年4月1日に適用となる月額500円とする。

(2) 具体的な契約内容の検討、設置に係る業務については、冷房設備委員会に一任する。

保育基礎実習室 (仮称)

